

市民が相互に尊重し合いながら、  
共生する社会の実現を目指して

## 相談窓口のご案内

ひとりで悩む前に、相談してみましょう。

電話受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

### 全国共通人権相談ダイヤル

(みんなの人権110番)

最寄りの法務局につながります。

☎ 0570-003-110

### こどもの人権110番

「いじめ」など子どもの人権に関する  
専用相談電話です。

☎ 0120-007-110

### 女性の人権ホットライン

女性の人権に関する  
専用相談電話です。

☎ 0570-070-810

### 児童相談所虐待対応ダイヤル

(24時間対応)

管轄の児童相談所に電話転送をします。

☎ 189



### 逗子市子ども相談室

受付時間は午前8時30分から午後5時00分まで。  
土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。

☎ 046-872-8117

### インターネット人権相談受付窓口

最寄りの法務局から  
後日、回答します。

🌐 <https://www.jinken.go.jp/>



### 女性相談(逗子市)

相談日:月曜から金曜(休日の場合は休み)

時間:9時30分から12時00分、13時30分から16時00分

☎ 046-873-5531

\*面接は予約制

制作発行/逗子市教育委員会

神奈川県逗子市逗子5-2-16

電話 046-873-1111(代)



人権とは…「生きていたい」、「自由でいたい」、  
「幸福でいたい」という、すべての人に共通する願いを  
支えるものであり、「人々が生存と自由を確保し、  
それぞれの幸福を追求する権利」のことです。

互いに尊重しあえる社会を目指して。

逗子市教育委員会